

## 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料について

### 1 要件(1)・(2)を疎明するに足る資料の例

要件(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること  
(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等により認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有している事実を確認した上で、以下の資料と併せて疎明することが可能

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

※ これらの入手が困難な場合、資料の入手が困難な理由書と併せて、以下の資料等を提出することにより疎明することが可能

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

### 2 要件(3)を疎明するに足る資料の例

要件(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

※ これらの入手が困難な場合、資料の入手が困難な理由書と併せて、以下の資料等を提出することにより疎明することが可能

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面 等

### 3 要件(4)を疎明するに足りる資料の例

要件(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ 登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなりますが、所在が判明している登記関係者から特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいとされています。